

## 阿賀野市の支所のあり方に関する方針（案）



阿賀野市イメージキャラクター「ごずっちょ」

阿賀野市 行政管理室 行政改革係

## 目 次

- 1 阿賀野市組織再編の必要性・・・・・・・・・・ P 1
- 2 支所のあり方検討委員会の検討状況・・・ P 2
- 3 支所のあり方の検討結果
  - ( 1 ) 今後の支所の姿・・・・・・・・・・ P 3
  - ( 2 ) 支所の提供するサービス・・・・・・・・ P 3
  - ( 3 ) 支所の新たなサービス・・・・・・・・ P 4
  - ( 4 ) 支所の組織・規模・・・・・・・・・・ P 5 ・ 6
- 4 今後の課題・・・・・・・・・・ P 7
- 5 資料編
  - 平成 2 1 年度・ 2 2 年度 3 支所合計来庁者調べ ( 資料 1 )
  - 平成 2 6 年度以降の支所の事務及び本庁へ移管する事務 ( 資料 2 )

## 1 阿賀野市組織再編の必要性

当市では、平成16年4月の町村合併以来、厳しい財政環境を踏まえて行財政改革に取り組んできました。

しかし、長引く景気の低迷による地方税の伸び悩み及び平成27年度からの普通交付税一本化算定並びに高齢化による社会保障扶助費の高騰など、行政運営を取り巻く情勢は厳しいものとなっています。今後は、新市建設計画の集大成とも言える水原中学校や水原郷病院の改築などを合わせて100億円を超える大型事業が本格化することからも、引き続き健全財政を堅持しなければなりません。

また、当市の職員定員管理については、平成17年に阿賀野市定員適正化計画を策定し、合併時に416人であった事務系職員（この場合、保育士、教諭、消防、病院職員、技能労務職員、消防団事務局職員を除く職員をいう。）を、退職者不補充、勧奨退職者の募集等により、平成23年4月に359人まで削減しましたが、今後も職員の削減を行わなければならない状況であります。

このことから、限られた行政資源（お金・人員・もの）で市民サービスの向上を図るためには、業務の効率性を高めるとともに、組織の統廃合によりマンパワーを生み出す必要があり、地域主権改革により国と地方が対等なパートナーシップの関係に転換して行くことに伴い、地域のことは地域で責任を持って決めることが必要となるため、専門分野におけるスペシャリストの育成も不可欠になってきました。

これら諸課題に鑑み、当市の組織機構改革の一環として、3つの支所の今後の方向性を検討すべく「阿賀野市支所のあり方検討委員会」（以下「あり方委員会」という。）を設置しました。

なお、あり方委員会が職員により組織された委員会であることから、この支所のあり方に関する方針（案）については、市民の皆様からのご意見やご要望をお聞かせいただきながら、「支所のあり方」を決めて行かなければならないと考えております。

## 2 支所のあり方検討委員会の検討状況

月 日	検 討 内 容 等	
8 月 5 日	支所のあり方検討委員会を設置しました。	
8 月 12 日	支所のあり方検討委員(14人)、支所のあり方検討作業部会員(9人)を委嘱しました。	
8 月 18 日	各支所の室長と打合せ(事前打合せ)	各支所の詳細な全事務の洗い出しを実施することになりました。
9 月 14 日	第1回支所のあり方検討作業部会	各支所の全事務の解析や本所へ移管する事務を検討しました。
9 月 21 日	第1回支所のあり方検討委員会	支所のあり方の方向性を検討しました。
10 月 6 日	第2回支所のあり方検討作業部会	本庁・支所事務一覧表を作成することになりました。
11 月 4 日	第3回支所のあり方検討作業部会	本庁・支所事務一覧表で、本庁又は支所区分の検討結果を各担当者から報告があり、その内容について協議しました。
11 月 15 日	近郷の市役所へ視察に行きました。(事務局2人)	
11 月 22 日	第2回支所のあり方検討委員会	支所の事務、人員及び組織の検討をしました。
11 月 28 日	支所のあり方検討委員会の内容説明会	支所のあり方検討委員以外の課(局)長へ説明会を開催し、意見聴取を行いました。
12 月 5 日	第4回支所のあり方検討作業部会	第2回支所のあり方検討委員会等での主な意見を事務局から報告し、担当課からの意見等を勘案して検討しました。
1 月 4 日	第3回支所のあり方検討委員会	支所の基本的な事項、農林事務の移行及び今後の進め方を検討しました。
1 月 17 日	市長に「支所のあり方に関する検討結果」を報告しました。	

### 3 支所のあり方の検討結果

#### (1) 今後の支所の姿

あり方委員会では、「各支所の大規模な縮小」、「本庁に職員を集約した方が良い」、「支所を含めた複合施設の検討も必要」等の意見が出されましたが、高齢者等の交通弱者への対応や地区のシンボルである支所庁舎存続の必要性等の見地から、規模は縮小しても極力サービスの低下を抑えて支所の継続を図ることが、現時点で最良の方向性であると判断しました。

#### 検討結果

支所の規模……規模を縮小するが、サービスの低下は極力抑える。

実施目標年度……町村合併から10年経過した、平成26年度とする。

#### (2) 支所の提供するサービス

あり方委員会で支所の提供するサービスを検討するにあたり、平成21年度及び22年度に実施した「支所来庁者目的調べ」の結果(資料1)を基に行いました。

この調査は、支所における分野別事務(阿賀野市支所組織規則で定められた、総務、企画政策、税務、市民生活、健康推進、福祉、農林、商工観光、建設、会計、上下水道の事務)の利用状況を調べ、市民の支所ニーズの把握と利用分野の分析を行うことを目的に実施したものです。その結果で利用頻度の高いサービスは、市民生活事務の「戸籍・住民票等の交付、印鑑登録受付・登録証の交付」、会計事務の「公金の納付」、税務事務の「市税の証明」、福祉事務の「児童福祉に係る申請」、健康推進事務の「国民健康保険の申請」等の事務でした。

「支所来庁者目的調べ」の結果を基に、現在の支所で提供している全事務について、支所及び本庁の担当職員で協議を重ねた結果、支所で下記のサービスを継続して提供することとしました。（これらの事務を取り扱うことで、現在提供しているサービスの約90%をカバーできる見込みです。）

#### 検討結果

##### 支所で提供するサービス

各種諸証明の発行（住民票、戸籍、印鑑証明、税証明等）

税、使用料及び手数料、保険料等の出納保管・管理

各種福祉サービス、国民健康保険、後期高齢者医療等の申請受理

詳細は資料2

なお、商工観光の事務については、本庁と支所での重複する現場業務の解消のため、本庁に集約することとします。

### （3）支所の新たなサービス

あり方委員会では、規模及びサービスを縮小させるだけでなく、過去に議会や地域審議会等での支所に対する意見を考慮しながら、新たなサービスも検討し、本庁における地区担当職員の配置や支所における総合相談窓口を設置することとしました。

地区担当職員は、建設担当、農林担当及び商工観光担当の職員が本庁との重複する現場業務の解消のため本庁に集約することから（建設担当は平成23年度、農林担当は平成24年度から本庁に集約）、災害等の緊急時への対応のため本庁の必要な課に3地区の担当職員を選任し、緊急時に地区担当職員が支所又は現場に対応するものです。

総合相談窓口は、支所をもっと身近に感じてもらうため、地域の市民が気軽に支所を訪れ各種相談ができるよう支所長が担当になって対応し、必要に応じて本庁の各担当へのつなぎ役となります。

#### 検討結果

部署によっては、本庁に地区担当職員を配置し、速やかな対応を行う。

地区担当職員：災害時や緊急時に、各地区の支所及び現場に対応する職員

各支所の長の事務に、地域住民からの各種相談・苦情受付等の総合相談窓口機能を加える。

#### (4) 支所の組織・規模

町村合併当初（平成16年4月）は、3支所に支所長及び副支所長（以上が管理職）の他、30人前後の職員を配置しました（3支所合計職員数は90人）。

しかし、合併2年目の平成17年度に3支所合計職員数は55人、平成19年度に3支所合計職員数は38人となりました。その後、平成21年度に副支所長の廃止及び地域市民室長の各支所への配置、平成23年度に建設事務を本庁建設課に集約し、本庁と支所での重複する現場業務の一部解消を図った結果、3支所合計職員数は30人まで減少しました。

あり方委員会では、現在は「課」と同列にある「支所」を規模縮小に伴い総務課内に配置し、それにより管理職の支所長職を廃止し、室長級の長を設置することとしました。配置する職員数は、再編後の支所サービスを安定的に提供できるよう、各支所ともに支所長を含め6人程度を想定しました。

また、配置する職員全員が同様の窓口サービスを提供できるよう、全事務においてマニュアルを作成することも検討しております。

#### 検討結果

再編後の支所を総務課管轄の「室」と同列とし、管理職の支所長職を廃止して室長級の長を配置します。

支所の職員数は、提供する支所サービスを勘案し、各支所6人程度を想定しています。

## 支所職員数の推移

(単位：人)

	全体の 事務系職員	事務系職員の内数			
		安田支所	京ヶ瀬支所	笹神支所	支所合計
平成16年度	416	28	29	33	90
平成17年度	412	20	18	17	55
平成18年度	407	19	17	15	51
平成19年度	390	13	11	14	38
平成20年度	382	13	11	12	36
平成21年度	375	13	11	12	36
平成22年度	367	12	10	11	33
平成23年度	359	11	9	10	30

事務系職員：保育士、教諭、消防、病院職員、技能労務職員、消防団事務局職員を除く職員

## 4 今後の課題

### (1) 支所庁舎の老朽化

安田支所は昭和45年に建築（鉄筋コンクリート）されましたが、3支所の中で一番老朽化が進んでおり、耐震性の面からも大規模改修を行わなければ、今後長期的に庁舎機能を果たすことが難しいと考えられます。

### (2) 支所職員数の減少による影響

支所職員数が現在の半数程度になるため、支所庁舎が閑散になると考えられます。

また、本庁の新たな組織機構も検討しているところであり、本庁のスペース等の問題もあることから、分庁方式により各支所に組織を配分することも併せて検討することが必要と思われれます。

### (3) 支所の規模を縮小した場合の名称

一般的な定義として

支所は、市町村の全部事務を執行するものであり、その設置は交通不便の地、あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃止せずに支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とします。

出張所は、住民の便宜のために役所まで出向かなくても済む程度の簡易な事務を処理するために設置する役所の窓口の延長という観念です。

支所の名称に関しては、今後の検討する課題となります。

なお、この説明資料は名称を支所として記述しております。